

上武大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024 年度大学評価の結果、上武大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総評

上武大学は、建学の精神を「いかなる境遇にも耐えて発展する強靱な精神力・体力・生命力」を表現する「雑草精神（あらくさだましい）」とし、大学の目的を「北関東における学術の一中心として人文・社会・自然の諸科学にわたる幅広い専門的教育と豊かな人間形成の場として、均衡のとれた総合的、学術的研究・教育を推進すると共に創造力に富み、国際的感覚豊かな、積極性のある人材を育成することを目的とし、もって地域社会の文化の向上と産業経済の発展に寄与することを使命とする」と定めている。また、2022 年から 2027 年度までの 5 年間の中期計画として、「教育」「研究」「大学組織」「学生支援」等の 10 項目について、現状を踏まえた課題と今後の方針を列挙している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、2023 年度に「内部質保証会議規程」に基づき「内部質保証会議」を置き、同会議のもとに「内部質保証委員会規程」に基づいて「内部質保証委員会」を置く体制を整備している。しかし、点検・評価については、新たな内部質保証体制のもとで大学評価（認証評価）に対応する観点からの実施にとどまっており、定期的な実施とはいいがたく、新たな内部質保証体制においても、一部の学部を除いて、自己点検・評価を実施するための組織体制を構築していない。学部・研究科をはじめとする各組織が自己点検・評価を組織的に行ったうえで、その結果に基づく改善・向上を実施し、内部質保証システムを機能させるよう、是正されたい。

教育内容・方法の概要や特色について、学部・研究科ともに、建学の精神である「雑草精神」のもと、教育理念に基づいて、具体的な研究、学習活動を実施できるように学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。また、学部における教育課程は必修科目・選択科目の位置付け、初年次教育及び各学位課程にふさわしい教養科目と専門科目の配置を行い、教育課程の編成・実施方針に沿った教育プログラムの実態についてはカリキュラムツリー、カリキュラムマップ及び体系的な科目ナンバリングによって示している。

学部・研究科の学生の学習成果の把握については、全学的に卒業時、入学時、授業、学生生活の4種類のアンケートを実施し、学習成果の把握指標として大学ホームページに公開するとともに教育方法・内容の改善につながる取り組みを行っている。しかしながら、これら学習成果の把握の方法と学位授与方針に示した学習成果の連関性は明確ではなく、また、看護学部では、学位授与方針に示した学習成果をルーブリックに基づき、把握しているものの、一部の項目にとどまっていることから、改善が求められる。

特長的な取り組みとしては、学生支援において、ビジネス情報学部の「ゼミ担当教員制度」と看護学部の「チューター制度」が中核を担っており、入学時から卒業時まできめ細かな指導が行われており、体制を整備し、適切な支援を行っていることが挙げられる。また、「ボランティアセンター」のもとで、学外組織との連携体制を整え、地域に密着した多くのボランティア実践を行っているほか、設置するコースの特性を生かした地域貢献活動を実施しており、学生自身の実践的な学びの場として有効に機能しながら教育研究成果を適切に社会に還元している。

一方で、学生の受け入れにおいては、入学者選抜に関する規程を整備するよう改善が求められるほか、一部の学部の定員管理については是正が必要である。

今後、新たに構築した内部質保証体制のもとで、学部・研究科をはじめとする各組織が自己点検・評価を組織的に行ったうえで、その結果に基づく改善・向上を実施し、内部質保証システムを機能させることで、更なる発展を遂げることを期待する。

III 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

「いかなる境遇にも耐えて発展する強靱な精神力・体力・生命力」を表現する「雑草精神（あらくさだましい）」を建学の精神としたうえで、「さらに雑草が広く大地に根を張り続けている様子に着目し、今を生きる若者たちにすべからく教育の根を広げてゆこうという発想のもと、学びたいという意欲を持つ若者に広く門戸を開き、人間教育に立脚した学生中心の普遍的・専門的教育を施し、いつの時代にあっても、どのような環境におかれても、実社会において即戦力となる幅広い職業人の育成を図る」ことを理念として定めている。

上記の理念に基づき、大学の目的として「北関東における学術の一中心として人文・社会・自然の諸科学にわたる幅広い専門的教育と豊かな人間形成の場として、均衡のとれた総合的、学術的研究・教育を推進すると共に創造力に富み、国

際的感覚豊かな、積極性のある人材を育成することを目的とし、もって地域社会の文化の向上と産業経済の発展に寄与することを使命とする」とし、この具現化のために具体的な教育目標及び研究目標を設定して、各学部・学科における人材養成のための目的を定めている。

研究科の目的としては、「学部の一般的ならびに専門的教養の基礎の上に一層専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を養成し、もって地域社会の文化の向上と産業経済の発展に寄与する」と定めている。

以上のことから、大学として掲げる理念に基づき、大学・研究科の目的及び各学部・学科・研究科において、適切に人材養成の目的を明示しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的は、大学ホームページに掲載することで、社会に対し公表を行っている。各学部・学科・研究科の教育研究上の目的についても、「大学案内」に掲載し、大学ホームページに公表している。これら理念・目的等については、大学主催の公開講座や学園祭等のさまざまな機会において、「雑草精神」の名称を用いるほか、関連書籍の出版等を通じて、広く社会に浸透するような取り組みを行っている。

以上のことから、大学の理念・目的、学部・研究科の教育研究上の目的を学則に明示し、社会に対しても公表している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2022年度から2027年度までの5年間の中期計画として、「教育」「研究」「大学組織」「学生支援」「施設設備」「学生募集」「国際交流」「地域貢献・社会貢献事業等」「財政基盤の確保」「新型コロナウイルスなどの感染症対策」の10項目について、現状を踏まえた課題と今後の方針を明示している。このように、各項目の課題及び方針について列挙しているものの、計画の具体的目標、数値目標等を示していないことによって計画の進捗管理が滞り、計画自体があいまいになってしまう恐れがあるとの認識を示している。そのため、理事長、学長が中心となり大学役職者やそれぞれの部署の責任者に加え、「内部質保証会議」からの提言等も受けて、この中期計画を補填する具体的な事項について、とりまとめ作業を進めている。

以上のことから、中・長期の計画その他の諸施策を設定しているものの、その実効性を確保するための課題に取り組んでいる状況といえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2022 年度に策定した「上武大学内部質保証方針」において、建学の精神である「雑草精神」のもと、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））の実現を目指し、「教育・研究活動等が十分に適切な水準であることを本学自らの責任で保証するため、恒常的・継続的に質の向上を図る」と定めている。

内部質保証推進の手続についても同方針において、「内部質保証会議」が全学的な内部質保証推進に責任を負うことや、「内部質保証会議のもとに内部質保証委員会を置き、内部質保証推進に係る指針にもとづき、学内各組織における全学的な内部質保証の推進、助言・支援を行う」こと、「学部・研究科等においては、内部質保証会議が定めた自己点検・評価項目に従い、自己点検・評価を実施する」ことを定めるとともに、「内部質保証会議規程」において、同会議が「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）に関すること」等を検討審議することを定め、「内部質保証委員会規程」において、「内部質保証委員会」が「全学的な観点による自己点検・評価及びその結果に基づく改善・向上の支援」等について原案を作成し、「内部質保証会議」に報告することを定めている。

また、2023 年度から運用することになった上記の内部質保証に関する方針については、大学ホームページで公表している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の体制については、従前は「自己点検推進委員会」が中心となって点検・評価活動を行っていたが、規程に定めていない組織体であったことから、内部質保証体制の整備に取り組み、2022 年度に「内部質保証会議規程」を制定した。これを受けて、2022 年 12 月以降は同規程に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「内部質保証会議」を置き、同会議のもとに「自己点検推進委員会」を改組・拡充した組織として「内部質保証委員会規程」に基づき「内部質保証委員会」を設置している。

「内部質保証会議」は、学長が議長であり、図書館長、各学部長、研究科長、総局長、事務局長を構成員として、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み」「認証評価」「管理運営や教育研究の重要事項に関すること」を検討審議することを任としており、法人本部が所管している。

「内部質保証委員会」は、各学部・研究科の学部長・研究科長、各学科の学科長、主要委員会の委員長等の枢要な教員6名及び法人本部の企画広報部長、総務部長、財務部長、大学本部総務課員の職員4名を構成員としており、大学本部が所管している。また、「内部質保証会議」が策定する指針に基づき、「内部質保証に関する方針および手続」「自己点検・評価の計画」「全学的な観点による自己点検・評価およびその結果に基づく改善・向上の支援」「自己点検・評価報告書の作成と結果の公表」「外部評価に関する対応等」について案を作成し、「内部質保証会議」に報告することを定め、全学的な内部質保証の推進、助言・支援を行っている。くわえて、教育研究活動の支援を行い、教育研究の質向上と活性化を目的として、センター長、教職員からなる「教育研究センター」が内部質保証に関連する事業等の支援を行っている。

さらに、「内部質保証会議」と学部学科、研究科、「教育研究センター」の間には、「協議会」及び「運営連絡会議」があり、両者を結びつける役割を果たしている。

なお、規程上その役割を示していないものの、外部評価委員が「内部質保証会議」に対して、学外の有識者による評価・助言を行っている。

このように、「内部質保証会議」や「内部質保証委員会」等全学的な体制は構築しているといえる。しかしながら、看護学部を除くビジネス情報学部及び経営管理研究科においては点検・評価のための組織を構築しておらず、早急に体制を整えるよう改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

各学部、研究科の3つの方針を策定するための全学的な基本方針については、2024年8月に「内部質保証会議」にて「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一体性・整合性に留意する」ことや「アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を図りつつも、その内容が狭い範囲に限定された硬直的なものとならないように配慮する」ことなどを示した方針を新たに策定している。今後は策定した方針に基づき各学部、研究科ごとに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の適切性を点検・評価していくことが望まれる。

内部質保証システムの機能の状況に関しては、新たな体制のもとで、2023年4月に「内部質保証会議」が主に本協会の改善報告書検討結果に基づき、取り組むべき課題を「改善課題」として担当部署に具体的に提示したうえで改善計画を依頼した。そして同年6月末までに提出された改善計画を受けて、同年7月に改善計画の実施を担当部署に依頼し、同年9月末までの改善の実施状況についての中間報告を経て、2024年1月に改善の結果を担当部署が最終報告している。また、

大学評価（認証評価）に向けて2023年度に実施した点検・評価の結果及び点検・評価の結果に対する外部評価委員の指摘に基づき、2024年度に「内部質保証会議」が「改善課題」を設定している。

しかしながら、内部質保証体制が従前のものであった2022年度までの取り組みとしては、各委員会が活動報告の作成は行っているものの、大学の諸活動に関する定期的な点検・評価については実施できていない状況にあり、点検・評価については、新たな内部質保証体制のもとで大学評価（認証評価）に対応する観点からの実施にとどまっている。2023年度の改善・向上に向けた取り組みについても、本協会の改善報告書に基づく取り組みであり、大学の自主的な点検・評価の結果に基づく取り組みとはいいがたい。看護学部を除く学部・研究科においても点検・評価を行う組織的な体制を整備したうえで、定期的な点検・評価を実施し、内部質保証システムのもとで、その結果に基づく改善・向上を実施するよう是正されたい。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動の基礎的な情報については、教員に関する情報、学生に関する情報、教育方針・教育課程に関する情報、学生に対するさまざまなアンケート結果、「点検・評価報告書」等を、大学ホームページの「情報公開」において公表している。また、財務についても、法令上公表が必要な情報を大学ホームページで公開している。そのほか、2022年度より、「教職課程自己点検評価報告書」も大学ホームページで公表している。

なお、全学の教育研究上の基本組織を一望できる形で公表することが望まれる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性についての点検・評価については、「内部質保証会議規程」における、「内部質保証会議の運営に関し必要な事項は、常任理事会において定める」との規定に基づき、2023年度に常任理事会で実施している。

常任理事会における点検・評価の内容としては、「この体制での内部質保証は初年度ということもあって、問題なく質保証システムが機能しているとは言い難いものの、点検・評価報告書を取りまとめ、従来にはない形で取り組みが進められている」と自己評価しており、外部評価の提言等も参照したうえで、恒常的かつ継続的に諸課題に対して改善を図ることを確認している。

内部質保証システムの改善・向上については、2022年度までの「自己点検推進

委員会」を中心とする体制から、2023 年度に「内部質保証会議」を中心とした体制に変更している。

今後も内部質保証システムの適切性の点検・評価を継続し、その結果に基づき改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 点検・評価については、2023 年度に新たな内部質保証体制のもとで大学評価（認証評価）に対応する観点からの実施にとどまっておらず定期的に実施しているとはいいがたく、また改善・向上に向けた取り組みについても、大学の自主的な点検・評価の結果に基づく取り組みとはいいがたい。さらに、新たな内部質保証体制では看護学部を除く学部・研究科においては、自己点検・評価活動を行うための委員会等の組織を構築していないため、点検・評価を行う組織的な体制を整備したうえで、定期的な点検・評価を実施し、内部質保証システムのもとで、その結果に基づく改善・向上を実施するよう是正されたい。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目標を踏まえ、学部組織としてビジネス情報学部（スポーツ健康マネジメント学科、国際ビジネス学科）、看護学部（看護学科）の2学部3学科を設置している。このうち、ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科の柔道整復師コース、救急救命士コース及び看護学科は、医療系の国家試験受験資格が得られる教育を展開している。これらの学部・学科は、建学の精神である「雑草精神」に根付く幅広い職業人育成に寄与し、社会の需要に応えるものである。

大学院組織としては修士課程に経営管理研究科を設置し、より高度な専門的知識を修得し社会に送り出すことを目的としている。また、学部教育の延長線上ということで学部・大学院5年一貫プログラム制をとっており、学部と大学院の連関性を強くしている。さらに、特に会計・税務関連の教育において、税理士資格取得者を一定数輩出できていることは、特徴の一つである。

大学の附属機関として、医療系学問分野の教育研究の質向上を図る「医学生理学研究所」、大学の文化的活動を促進する「手がき文化研究所」を設置している。

学内組織として、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント（以下

「FD」という。)に関わる事業への支援や産官学連携事業を促進する「教育研究センター」、学内の国際交流を推進する「国際交流センター」、ボランティア活動の推進と支援をする「ボランティアセンター」、柔道整復師コースや救急救命士コースの臨床実習をサポートする「スポーツメディカルサポートセンター」「救急救命センター」、コンピューターシステムやネットワークの管理・運営を図る「コンピューターセンター」、大学の数理・データサイエンス・AI教育を推進・支援する「データサイエンスセンター」を設置している。

以上のことから、大学の理念・目的に沿って概ね適切な教育研究組織を設置している。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、2022年度までは「教育研究センター」の内部組織として設置している「自己点検推進委員会」において実施してきたとするものの、その内容は認証評価時の指摘事項への対応等にとどまり、教育研究組織の適切性に関する点検・評価とはいえない。

2023年度からは「内部質保証会議」「内部質保証委員会」を設置したことを機に、これらの会議体のなかで組織の適切性の検証を行うことになった。例えば、学部及び研究科に関する事柄は「内部質保証委員会」で検討し、大学附属機関である各種センターや研究所に関するものは「教育研究センター」に報告書が提出され、これら「内部質保証委員会」「教育研究センター」の検討事項を「内部質保証会議」で審議する仕組みをとっている。

今後は新たな内部質保証体制のもと、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげることが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

ビジネス情報学部及び看護学部の学位授与方針は、建学の精神である「雑草精神」に基づく幅広い教養を持ったうえで、各学部の専門的知識と能力を有し、かつ卒業要件を満たした学生に対し卒業を認定すると定めている。例えば、ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科では、「スポーツの現場等で活躍できる理論的、実践的な知識」「ビジネスの現場で必要とされる実践的な能力」「論理的に考える力やコミュニケーション力を活用することで、社会人としての高い基礎力を有する」ことを掲げている。また、研究科の学位授与方針も建学の精神である「雑草精神」のもと、「専攻分野・経営管理学における研究能力、若しく

は高度の専門性を要する職業等に必要なる経営学に関わる能力」「組織の経営や財務・会計、スポーツ・健康に関する高度な専門的知識と能力、国際性」等を学位授与方針として定めている。

学部、研究科における学位に応じた学位授与方針は、大学ホームページ、各学部の「履修要項」及び研究科の「概要」に掲載し公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに学習成果を明示した学位授与方針を定め、公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部・研究科において、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を設定し、大学ホームページ、学部の「履修要項」、研究科の「概要」に掲載し、公表している。例えば、ビジネス情報学部においては、両学科ともに各分野の専門的能力及びそれらを融合して活用できる能力を育成するため教育課程を編成するとして、授業形態に対応した効果的な教育方法、幅広い視野に立った教養を修得するための教養科目の配置、各コースに応じた専門科目の配置、各学年に少人数のゼミを設定し、4年次に学習成果としての「卒業研究」を完成させること、専門分野の各資格に関する科目の配置によって実施することを示している。また、研究科においては、社会人として活躍できる専門的知識を持った人間性豊かな人材を育成することを目指し、高度な専門的知識習得のための演習や特論の配置、能動的な実践力を養うためのアクティブラーニング、優れた修士論文作成のための指導教員による2年間の演習及び中間発表会、最終発表会の実施、資格修得に関する科目の配置によって実施することを示している。

以上のことより、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、大学ホームページ、「履修要項」「概要」において容易にかつ理解しやすく公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部における教育課程は、必修科目・選択科目の位置付け、初年次教育及び各学位課程にふさわしい教養科目と専門科目の配置を行い、教育課程の編成・実施方針に沿った教育プログラムとしてカリキュラムツリー及びカリキュラムマップに示している。また、科目ナンバリングによって体系が把握できるようになっている。

看護学部の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に掲げた「人としての教養」「看護の対象の理解」「看護提供のあり方」「看護の統合」の科目群に座学講義と臨地実習を適切に配置している。講義科目は「人としての教養」「看護の

対象の理解」及び「看護提供のあり方」の基礎科目を1、2年次に配置し、3年次の「看護の統合」科目に発展的に展開し、4年次の卒業研究につなげ、体系的な年次配当となっている。臨地実習も1、2年次に基本的な実習を行い、3年次に看護専門分野の実習、4年次に看護管理を学ぶ「統合実習」へと順次性・体系性をもった教育課程となっている。

ただし、ビジネス情報学部の国際ビジネス学科、スポーツ健康マネジメント学科のスポーツマネジメントコースとスポーツトレーナーコースについては卒業要件において、専門ゼミと卒業研究以外の全てが1、2年次の配当となっており、学習の順次性に配慮した年次配当としては十分とはいえない。

研究科では、3つの各コースにおいて（経営管理、会計システム、スポーツ健康マネジメント）論文指導教員の「特論A・B」及び「演習I・II」を必修としている。「特論A・B」はコースワークであり、1年次に配置し、学問分野の考え方を習得させるとともに研究への意欲を喚起している。リサーチワークとしての「演習I」を1年次、「演習II」を2年次に配置し、修士論文が一定水準に達するように指導が行われている。

なお、学部・研究科ともに、大学設置基準に基づく適切な授業期間や単位の設定を行っている。

学生の社会的・職業的自立を図るための能力育成として、ビジネス情報学部ではキャリアデザイン、インターンシップ、各種セミナー、看護学部では看護教育入門の開講、病院説明会などの各種のキャリア支援を実施している。研究科では昼夜開講制によって社会人が学ぶ制度を設定しており、学部卒業後直接入学した大学院学生にとって社会的・職業的自立を図る環境となっている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、概ね各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、体系的に編成している。ただし、ビジネス情報学部の一部の学科・コースにおいては学習の順次性・体系性を考慮した年次配当を検討することが望まれる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の主体性を促すために、学部・研究科において、アクティブラーニング型の授業や体験実践型の授業を採り入れるなど、さまざまな措置を講じている。また、ビジネス情報学部においては、他学科及び他大学の授業科目を履修でき、他学科科目は4年間で10単位、他学科と他大学の科目を合計して30単位を上限とする制度があり、向学心のある学生に対して幅広い学習の機会を提供している。優れた卒業研究については、各学部・学科の代表として、全教職員、学生を対象とした「学内研究会」での発表の機会を与えていることは、学生の学習を活性化する取り組みとなっている。研究科では、「論文作成のスケジュール」「論文作

成の手引き」「審査基準」「倫理審査の申請内容」を「概要」に明記し、指導教員はこの内容に基づき適切な指導を行うとともに、ガイダンスにおいて説明している。

1 授業あたりの適切な学生数の設定と運用は、ビジネス情報学部では教育方法・内容から受講人数制限や履修者が多い科目について複数クラス設定をしており、看護学部では看護技術演習や英語、言語表現・情報技術の科目は、必修科目のため分割開講しており、適切な運用を図っている。

履修登録単位の上限設定については、各学部ともに半期に登録できる単位数の上限を設定したうえで、各学部で年間の上限を設定しており、単位の実質化を図る措置を概ね適切に講じている。また、事前・事後学習のための指示と必要な時間をシラバスに明記している。しかしながら、通算GPA値が高い学生に対する履修登録単位の上限緩和を認めているにも関わらず、ビジネス情報学部ではその基準を設定していないため、改善が望まれるとともに、履修登録単位の上限に含まれない科目を履修する学生に対して、単位の実質化を図る措置を一層充実するよう改善が望まれる。

シラバスは、各学部・研究科それぞれで様式は異なるが、「科目の概要・目的」「学習の到達目標」「授業方法」「学習準備（事前・事後）」「成績評価の方法」等を明示しており、大学ホームページに公開し、学習の活性化に資するようになっている。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているが、単位の実質化を図る措置の強化が望まれる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

単位認定は、大学設置基準で定める基準に基づき適切に設定し、各学部の「履修要項」及び研究科の「概要」に明示している。成績評価は、4段階で評価を行い、「学習の到達目標」「成績評価の方法」等の具体的な内容をシラバスに明示し、大学ホームページで公表するとともに、成績評価の客観性を担保するためにGPA制度を用いている。また、公平な成績評価の取り組みとして、成績評価に疑義等のある学生からの問合せに対応する制度も整えている。さらに、成績評価の方法・基準の妥当性の検討のために、成績評価の実施内容を「教育研究センター」が確認する取り組みを行っている。

他学科における授業科目の履修、他大学等における授業科目の履修等の取扱い、大学以外の教育施設等における学習の取扱い、入学前の既修得単位等の取扱いは学則にそれぞれ適切に定めている。実際に履修を認める際は、各学部の「教学委員会」にてこうした内容を精査したうえで教授会の審査を経て、履修の許可及び単位の付与を行っている。なお、在学中の資格取得による単位の認定におけ

る評価はN（認定）とし、A～Dの評価とは区別し、GPA値を計算する場合にも対象外の扱いとしている。

卒業・修了要件は、各学部の「履修要項」及び研究科の「概要」に明記し、大学ホームページで公表している。各学部の卒業研究の審査は、作成の意義、作成の日程・提出方法、成績評価等を含めて「履修要項」等に明示し、研究科においては「概要」に学位論文審査基準を具体的に明記している。各学部では、「教学委員会」で卒業要件のチェックを行った後、教授会で審議し、研究科においては主査（1名）及び副査（2名）による修得単位や学位論文の可否等の協議を経て、「大学院教員会議」で審議し、その後、学長が卒業及び修了を認定している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与に関しては適切に実施しているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部・研究科において、全学的に4種類のアンケート（卒業時、入学時、授業、学生生活）を実施し、学習成果の把握指標として大学ホームページに公開するとともに教育方法・内容の改善につなげる取り組みを行っている。例えば、ビジネス情報学部においては卒業生にも意見聴取を行い、学習成果の把握に取り組んでいる。

また、ビジネス情報学部、看護学部ともに教育課程の編成・実施方針に沿った各種資格の取得状況を学習成果の評価指標として用いており、学長諮問の国家試験対策会議において合格率の解析等に取り組んでいる。

しかしながら、これらの学習成果の把握の方法と学位授与方針に示した学習成果の連関性は不明確であり、大学自身もビジネス情報学部及び研究科における学習成果の測定方法については、「今年度取り組むべき改善課題」として認識している。

そのほか、看護学部では「看護実践能力と卒業時到達目標」や「看護師教育の技術項目と卒業時到達度」などのルーブリックを活用しており、その結果を教育の改善・向上に活用する取り組みを行っている。しかしながら、ルーブリックにおいて把握している学位授与方針に示した学習成果は一部の項目にとどまり、十分とはいえない。

以上のことから、学習成果の把握のための各種方法と学位授与方針に示した学習成果の連関性を明確にして学習成果を把握するとともに、看護学部におけるルーブリックの充実が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている

か。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

従前の内部質保証体制のもとでの教育課程及びその内容、方法の改善・向上については、ビジネス情報学部におけるシラバス作成要領の策定及びシラバスチェック体制の確立が挙げられるものの、定期的な点検・評価を実施しているとはいえない。

新たな内部質保証体制のもとでは教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価は、「内部質保証会議」の指示のもと、各学部・研究科において自己点検・評価を行い、結果を「内部質保証会議」に報告し必要に応じて支援を受ける体制としている。

今後は新たな内部質保証体制のもと、学部・研究科における点検・評価の体制を整備したうえで、教育課程及びその内容、方法について定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげることが望まれる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 学部及び研究科において学習成果の把握のための各種取り組みを実施しているが、その把握の方法と学位授与方針に示した学習成果の連関性は明確ではなく、看護学部においては、学位授与方針に示した学習成果をルーブリックによって測定しているものの、対象は一部の項目にとどまり、十分とはいえない。学習成果の把握のための各種方法と学位授与方針に示した学習成果の連関性を明確にして学習成果を把握するよう改善が求められる。また、看護学部においては、学位授与方針に示したすべての要素を網羅するようルーブリックを充実することが求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

大学の理念及び目的に基づき、各学部・研究科ごとの学生の受け入れ方針を定めている。

例えば、看護学部においては、「看護師・保健師・養護教諭になることを目標とし、不断の努力が出来る人」「保健医療の担い手として、人々の生命と人格の尊厳を守ることが出来る人」及び「高度専門化する看護学、医学、医療を学ぶた

めの基礎学力を持った人」の3つの意欲・姿勢から求める人物像を示している。

研究科においては、「研究の目的が明確である」「研究・学修への熱意とコミュニケーション能力がある」及び「社会で有能な人材となる豊かな人間性を備えている」の3項目から大学が求める人物像を示している。

このように、学生の受け入れ方針に大学が求める人物像を示しているが、入学前の学習歴や学力水準については示しておらず、入学希望者に求める水準等の判定方法についても「募集要項」には示しているものの、学生の受け入れ方針には具体的な判定方法を記載していない。

なお、学生の受け入れ方針は、大学ホームページ（大学の概要）にて広く公表するとともに、「募集要項」に明記し周知を図っている。

以上のことから、学生の受け入れ方針は概ね適切に定め、公表しているものの、入学前の学習歴や学力水準、学生の受け入れ方針に具体的な判定方法を記載していない。大学自ら課題であると認識し、「3つのポリシーの策定のための全学的な基本方針」に基づいた検討を計画しているため、その着実な実施が望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

ビジネス情報学部及び看護学部では、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、特別選抜を実施し、ビジネス情報学部では、編入学・転入学試験も実施している。

各学部において、学校推薦型選抜には「指定校制」と「公募制」の2種類、総合型選抜には、ビジネス情報学部の柔道整復師コースと救急救命士コースを除き、「特待生」「スポーツ・文化」「アスリート・文化」及び「自己推薦」の4種類、一般選抜には、全学統一入試と大学共通入学テスト利用型の2種類がある。「募集要項」では、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、特別選抜を明示しているが、「入学者選抜規程」にある選抜種類と一致していない部分がみられるため改善が望まれる。

研究科においては、「一般入試」「社会人入試」「外国人留学生入試」及び「学内推薦入試」の4種類を設けている。このように、学部及び研究科において複数の方法によって多様な学生を選抜しており、それぞれの学生の受け入れ方針にある大学が求める人物像にふさわしい人材の選抜を実施している。

学部・研究科において、全ての入試種類に応じた「募集要項」を整備しており、学生募集の方法、学費等納入金、奨学制度、障がいのある学生への配慮を記載し、大学ホームページ、「大学案内」、オープンキャンパスにて受験生に周知を図っている。

入学試験に関する事柄は、入試制度の設計と広報を担う業務と、合否判定を行う業務に分け、それぞれの会議体を設け検討している。入試制度の設計と広報を担う入試業務は、各学部・研究科の「入試委員会」、学部・研究科の事案を検討する「入試連絡会議」「協議会」を経て最終的に常任理事会にて承認するプロセスを踏んでおり、2025年度入学試験からは常任理事会に上程する前のプロセスに「内部質保証委員会」「内部質保証会議」を加えている。事務組織の担当する業務についても「大学本部入試課」「入試連絡会議」「協議会」を経て常任理事会で承認するプロセスであったものを、2025年度からは「大学本部入試課」「運営連絡会議」を経て「内部質保証会議」、常任理事会に諮るプロセスに変更し、教員・事務組織との有機的なつながりを確保している。入学試験の運営・実施については、「実施要項」を作成し、客観的な判定を行い適切な運営に努めている。学部の入学試験の合否判定について、「入学者選抜規程」に基づき、学部に「入試委員会」、全学に「総合型選抜委員会」を設け、各学部「入試委員会」、教授会では学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜について、「総合型選抜委員会」では、総合型選抜について合否原案を作成し、それに基づいて学長が合格者を決定している。研究科については、「教員会議」にて合否判定を行い、学長が合格者を決定している。

しかしながら、「入学者選抜規程」では研究科について触れておらず、学部及び研究科の「入試委員会」「入試連絡会議」を明文化した規程はない。また、「協議会」については規程を定めているものの、取り扱う議事に入試に関する事項を明示していない。

以上のことから、入学者選抜については公正に実施しているものの、その実施に係る諸規定の整備には不備が認められる。大学自ら改善を計画していることから、着実に実施するよう改善が求められる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

2学部全体の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率については適切に管理しているが、学部ごとにみると状況は異なる。2015年度～2016年度にかけて、ビジネス情報学部国際ビジネス学科は定員を下回った一方、スポーツ健康マネジメント学科は定員を大きく上回ったことから、2018年度に国際ビジネス学科は定員を減らし、スポーツ健康マネジメント学科は定員を増やす措置をとっている。その結果、学部全体については過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び2019年度～2023年度の収容定員に対する在籍学生数比率ともに適切であるが、国際ビジネス学科の収容定員充足率は経年的に低下傾向にある。

看護学部は、2012年度～2016年度まで定員超過が続き、2017年度大学評価（認証評価）の際に改善課題として指摘したことを受け、2018年度より定員を増員した。しかし、2020年度～2023年度の4年間は一転して定員充足に難渋している。

以上から、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均や収容定員に対する在籍学生数比率が低い学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。なお、ビジネス情報学部の国際ビジネス学科及びスポーツ健康マネジメント学科のスポーツマネジメント・スポーツトレーナーの両コースでは編・転入学制度を設け、定員は若干名としているが、過去5年間で3名の入学と多くない。

研究科では、経年的に入学定員を充足できない状況が継続しているものの、概ね適切に定員管理を行っている。

大学自身もこれらの実態を把握しており、学内の関連部署で改善を検討し、学部及び研究科の広報を強化している。例えば、3月に、新規にオープンキャンパスを実施するなどの対応を行っている。また、大学入学共通テスト利用型で、同一試験内で2学部の併願を可能とする対策を講じている。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れについては、各学部の「入試委員会」、教授会、「大学院教員会議」において前年度の入試結果を総括し、「入試連絡会議」で調整のうえ、「協議会」にて情報共有してきた。各学部及び研究科の総括をもとに、最終的に入試課が検討結果をまとめ、次年度の学生募集計画、入学者選抜制度の見直し及び改善を行ってきた。

具体的な改善の取り組みとしては、ビジネス情報学部国際ビジネス学科と看護学部の入学者減少という事態に対して、各学部の「入試委員会」、教授会で検討し、「入試連絡会議」「協議会」を経て高等学校の生徒への広報強化策を講じ、3月に高崎キャンパスにおいてオープンキャンパスを開催する取り組みを新たに実施している。

2023年度に「内部質保証会議」を発足させたことを機に、今後は、同会議にて全学的な観点から点検・評価を行い、他部門と調整を踏まえて入試課に対して改善の方向性を示していく体制を計画していることから、学部・研究科における点検・評価の体制を整備したうえで、着実に実施することが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 学部及び研究科の入学者選抜を担当する会議体について、「入試委員会」「入

「試連絡会議」に関わる規程を定めていないことに加え、「協議会」の規程には審議事項として入学者選抜に関する事項を明示していないことから、改善が求められる。

是正勧告

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、看護学部看護学科で0.89と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率についてビジネス情報学部国際ビジネス学科で0.89、看護学部看護学科で0.79と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「教育職員の選考基準」を設け、教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者が教育職員となることができることを示している。しかし、「教育職員の選考基準」は教授・准教授・講師・助教・助手といった種類ごとの資格条件を示すもので、大学が教員に求める人物像を示したものは含まれていない。実態としては、常任理事会において、「本学固有の個人指導を実践し、本学が掲げる人材育成に応じた教育力と熱意を持つ者」「教育力・研究力の向上に励み、その成果を学生および社会に還元できる者」及び「就業規則や社会規範、専門分野における研究倫理を遵守し、他の教職員と協働して大学運営にあたることのできる者」の3点を考慮しながら選考している。大学として、これらを加味した大学が求める教員像を明文化する必要性を認識し、「本学が求める教員像」の原案を作成し検討段階に入っていることから、その結果に基づく方針の決定が望まれる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学及び大学院設置基準に基づき、各学部・学科、研究科において法令上定められている教員数を十分に満たす専任教員を配置している。専任教員は学部や大学院教育の特性を踏まえて配置しており、教育上必要な教員数を確保している。

実態としては、検討中の「教員組織編制方針（案）」に則して、専門性に基づいて教員を配置している。例えば、看護学部では専門領域が明確に分かれており、各領域に必要な助教から教授を配置している。ビジネス情報学部の柔道整復師コース及び救急救命士コース、看護学部は、それぞれの指定規則に定めた教育

課程を遵守した専任教員を配置している。研究科では、ビジネス情報学部及び看護学部より修士課程の研究指導者としてふさわしい者を「大学院担当教員選考規程」に基づき選考し、学部と兼務する形で配置している。また、各教員の大学運営上の役割を「教育職員組織規程」に定めている。しかしながら、年齢層に偏りがあり、若手の教員が少ない傾向にある。この点は大学も課題に掲げ、若手人材の採用を視野に入れる必要があると認識しているため、着実に課題に取り組むことが望まれる。

以上のことから、教育研究活動を展開するために必要な教員組織を概ね適切に編制している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用及び昇任について「教育職員の選考基準に関する規程」を定め、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者として教員の職位ごとにその資格条件を設定している。研究科の研究指導及び授業担当が可能な教員の選考については、「大学院担当教員選考規程」を定め、学部の准教授資格要件を基準に、専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者を選考している。

教員採用については、教員補充が必要となった場合や、新たな科目を導入するために担当者を募る場合などに、原則的に公募が行われる。その際、専門分野において教育研究業績がカリキュラムと密接に関与しており、教育研究指導を十分に行えるかという点を、学部長又は研究科長が応募者の書類によって検討し、面接を通じて総合的な判断を加え、「人事委員会」にて審議し、常任理事会で最終決定している。面接時に専門性、教育に対する熱意、教育方針や将来ビジョンなどを説明しながら選考しており、大学が求める人物像を理解したうえで採用している。しかし、「人事委員会規程」によると、採用決定については「人事委員会」に諮問し、「人事委員会」から理事長に答申している。

教員昇任について、毎年教員自身の研究に関する計画書と報告書を学部長に提出しており、学部長が教員昇任案を作成する際に活用している。各学部長が昇任に該当する教員を推薦した際、各学部において、専任教授からなる「正教授会」で審議したものが上申され、「協議会」にて審議・承認した後、「人事委員会」を経て常任理事会で最終的に決定している。昇任人事選考では、大学運営業務への参画・協力の度合いや勤続年数を加味して審議するとしているものの、「教育職員の選考基準に関する規程」にはそれらについて明記していない。また、「正教授会規程」の審議事項に昇任に関する事項があるが、昇任プロセスのうち審議を担う個所を明記していない。さらに、「協議会規程」には、審議事項として人事に関する事柄を明記していない。このように、教員の採用、昇任といった人事

プロセスの一部を明文化していない点については、大学も課題として認識しており、規程類を整備していく計画があるため、その着実な実施が望まれる。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任について一部規程の整備に課題が認められるものの、概ね適切に行われている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

大学全体として、FDを教員の教育力向上に向けた取り組みとして位置づけており、各自の教育に還元し、質の高い教育を実施することに主眼を置き、各学部・研究科に「FD委員会」を設置して取り組んでいる。

ビジネス情報学部として、新人教員へのオリエンテーションや3つのポリシーに関する教員の取り組みについてFD研修を行っている。看護学部は、新カリキュラムなどについてFD研修会を行っている。研究科では、オンライン教育支援ツールの講習会や、大学院学生を対象とした授業評価アンケートの分析結果を教員間で共有する会を設けるなどのFD研修を行っており、授業アンケートの結果は大学ホームページで公開している。そのほか、教員の研究の一部は、各学部「研究発表会」や全学的な「学内研究会」にて学生の研究とともに発表され、教員自身の研究成果を共有するとともに教員の資質向上にも役立てている。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大以降、研究活動の活性化や社会貢献等の諸活動の推進を図ることを目的とした、教員の資質を向上させる取り組みを実施していないため、改善が求められる。

教員評価に関しては、教員の研究活動について、年度当初に学部長へ研究計画書を提出し、年度末にその結果を報告書として提出する仕組みがある。この仕組みを通して学部長は教員の研究業績を把握し、学長に報告するほか、昇任人事の検討材料としている。しかし、業務評価の基準や教員へのフィードバックの仕方は学部ごとに異なり、課題と認識しているが、これまで統一した基準の策定には至っていない。今後、大学が求める教員像を基にした基準を検討していく計画があるためその着実な実施が望まれる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2022年度まで、教員補充は「教学委員会」においてカリキュラムや時間割編成を行う際に進めてきたため、教員組織の適切性の点検・評価は、各学部・研究科による自主的な取り組みのなかで検証が行われてきた。

しかし、教員組織の適切性を検証する組織や機関がなかったことを全学的な課題と認識し、2023年度以降は、新たに設置された「内部質保証委員会」及び「内

部質保証会議」で教員組織の適切性について、点検・評価を実施することとしているため、今後は新たな内部質保証体制のもと、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 新型コロナウイルス感染症拡大以降、研究活動の活性化や社会貢献等の諸活動の推進を図ることを目的とした、教員の資質を向上させる取り組みを実施していないため、改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援の方針として「人間的ふれあいの中で学生一人ひとりが個性を育み、豊かな創造性と高い倫理観を備え、達成感と満足感を持って社会に旅立てるために、学生のキャンパスライフを総体として充実させていく」ことを掲げ「1) 学生生活の経済的基盤を支え、また勉学への意欲を促進させる経済的支援を行う」「2) 学生が不安や心配なく学修に励むことができるよう、きめ細かな学修、生活相談を行う」「3) 学生が希望する進路に進むことができるよう、就職担当部署からの適切な情報提供、支援を行う」「4) 自主性・協調性を養い、豊かな人間性を育てる上で重要な意義を有する課外活動を大学教育の一環として位置づけ、その活性化を図るため十分な支援を行う」の4点からなる到達目標を定めている。

この方針は、大学ホームページに記載しており、適切に周知・共有を図っている。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を掲げ、適切に明示しているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の方針に基づく支援体制は、各学部の「学生指導委員会」の教員が中心となって構築している。また、ビジネス情報学部の「ゼミ担当教員制度」と看護学部の「チューター制度」が学生支援の中核を担っており、学生支援方針を踏まえた4つの側面に対して入学時から卒業時まできめ細かな指導を行っている。

経済的支援に関しては、「奨学金の充実と不測の経済的状況の変化への対応とその窓口の確保」の目標に沿って、日本学生支援機構奨学金制度に加えて、災害や疾病・事故といった不測の事態に対応した奨学金や、資格取得者への奨学金、資格取得後の経済的支援などの多様な奨学金制度と支援策を独自に設けており、学生生活の安定と保護者の経済的負担を軽減させ、学生の修学意欲の向上の一助となっている。また、経済的支援の情報は、学内（WEB）掲示板、大学ホームページ等で周知するとともに、ゼミ担当教員・チューター教員を通じて周知している。

修学支援に関しては、「全学年でのゼミ制（ビジネス情報学部）、チューター制（看護学部）の採用による学修と生活状況のきめ細かなサポート、補習・補充教育の実践、生活・心身の問題等に対する窓口の確保」の目標に沿って、「教学委員会」と「学生指導委員会」の教員が中心となって支援体制を構築している。具体的には、ビジネス情報学部における「ゼミ担当教員制度」では、学年ごとにフレッシューズゼミ、教養ゼミ、専門ゼミ、卒業研究を週1回行い、学生の学習段階に応じた支援を実現している。看護学部における「チューター制度」では、学年を超えた少人数の学生グループを形成し複数教員が担当することにより、教員と学生間、学生間、学年間等のつながりを強化する役割を果たしているほか、チューター教員による「チューター会議」において情報共有や研修による支援の質向上に向けた活動も実施している。さらに、これらの各学生に対する支援の状況についても個人記録を残している。そのほか、入学前教育では、基礎学力確認と向上のため、課題や外部の教育機関を利用した通信講座の受講を推進している。入学後は、ビジネス情報学部では、1年生を対象とした補習講義、看護学部では入学前教育で十分に補えなかった部分をピアサポートによって補うほか成績不振者に対する補習教育と指導も行われており、学生の能力に応じた修学支援を実施している。

障がいのある学生への支援は、校舎のバリアフリーへの対応や、受講時の教室設備の対応等を行っている。また、教員に対しては、各学部の教授会において障がいのある学生への意識と対応力の向上を目的に資料を配付し、対応方法の周知と把握を継続的に行っている。さらに、過去に在籍していた学生への対応方法を在籍学生への対応に生かして支援を行っている。

生活支援に関しては学生支援の中核となる「ゼミ担当教員制度」や「チューター制度」に加えて、保健室や「学生相談室」等により学生が身近に相談しやすい環境を整備している。また、不登校となった学生へは保護者への連絡や場合によっては自宅に訪問するなど、きめ細かな指導を行っている。しかし、伊勢崎・高崎両キャンパスの保健室及び「学生相談室」は、以前より改善傾向にあるが、現在も専門家が常駐する体制を整備していないため改善が望まれる。

ハラスメント防止については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し、「学生指導委員会」を中心に啓発・研修等を行っている。また、学生には、「履修要項」に制度の解説を掲載し周知を図っている。学生窓口として理事長が任命したハラスメント相談員を配置し対応しており、事象が発生した場合の体制も整備し、適切に機能している。

進路支援に関しては、「キャリア育成に必要な教育の実践と進路・就職に関連した情報提供と相談窓口の確保」の目標に沿って「就職委員会」と就職課が中心となり実施している。ビジネス情報学部でのキャリア教育は、ハローワークやジョブカフェ(群馬県設置)、外部コンサルタントの協力を得つつ、地域との連携を踏まえた教育を実践している。「大学生活を充実させキャリアデザインを描き就職に必要な力をつけること」及び「最後までねばり強く就職活動を続け内定を獲得すること」という2つの全体目標を掲げ着実な就職活動の準備ができるように指導している。看護学部では、「就職委員会」が1年次から学年進行に合わせ、就職ガイダンス・指導を随時実施している。さらに「チューター制度」を活かし、きめ細かな指導を行っており、高い就職率を維持している。

経営管理研究科においては、修士論文の指導教員が進路支援に深く関わりながら支援している。

豊かな人間性の形成支援に関しては「正課外活動のサポート、学生間の交流の場の確保」の目標に沿って、正課外活動を「課外活動は、本学の建学の精神に基づき、諸活動を通じて、体育・文化の向上に寄与するとともに、各所属構成員の人格向上および相互の親睦を図ることを目的とする」と位置付け、積極的な取り組みを行っている。特にスポーツ系のサークルでは全国レベルの活躍をしているサークルがあるほか、教員の半数近くが何らかの顧問の任に当たり、学生との良好な関係づくりに寄与している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、「ゼミ担当教員制度」「チューター制度」といった学生が相談や支援を受けやすい環境を構築し学生支援に取り組んでおり、留年・退学者の減少、問題の早期把握と対処、修学意欲や就職率の向上にもつながる取り組みとして効果が期待できることから高く評価できる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2022年度までは、「学生指導委員会」「教学委員会」「就職委員会」及び「国際交流委員会」が年度末に活動報告書を「教育研究センター」に提出し、「自己点検推進委員会」において改善点の検討を行う仕組みとしており、改善・向上の取り組みとしては看護学部で2023年度に新型コロナウイルス感染症予防に向けた

マニュアルを改訂したことが挙げられる。

2023 年度以降の「内部質保証会議」を中心とする新たな内部質保証体制のもとでは、学生支援に関連する委員会からの活動報告や、学生アンケートを基にした「内部質保証会議」からの必要な推進・助言・支援等を実施予定であるため、学生支援の適切性についての定期的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上に着実に取り組むことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) ビジネス情報学部においては「ゼミ担当教員制度」を設け、学年ごとにフレッシュゼミ、教養ゼミ、専門ゼミ、卒業研究を週 1 回行い、学生の学習段階に応じた支援を実現している。看護学部においても「チューター制度」を設け、学年を超えた少人数のグループを形成し複数教員が担当することにより、教員と学生間、学生間、学年間等のつながりを強化する役割も果たしており、チューター教員による「チューター会議」において情報共有や研修による支援の質向上に向けた活動も実施している。学生に対して担当の教員が一貫した対応が可能な制度を学部の特性に応じ整備しており、学生が相談や支援を受けやすい環境を構築しているほか、支援内容は「学生個人指導記録簿」によって記録・共有している。留年・退学者の減少、問題の早期把握と対処、修学意欲や就職率の向上につながる取り組みとして効果が期待され評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究活動等の環境に関する方針として、「上武大学における施設設備の管理・維持方針」を定めている。同方針では、「充実したキャンパスライフの形成」「快適な教育研究環境の整備」「キャンパスのバリアフリー化」及び「安全・安心な学生生活の確保」という 4 項目の方針を明示している。

また、中期計画においても、「伊勢崎キャンパスの施設設備」「高崎キャンパスの施設設備」「両キャンパス共通の課題として」「IT 環境の拡充」の各項目に分けて、施設設備を中心とした教育研究活動等の環境の整備に関する方針を示している。

この施設設備の管理・維持に関する方針は、大学ホームページに公表し、学内で適切に共有を図っている。

以上のことから、教育研究活動等に関して、環境や条件を整備するための方針

を適切に明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学は伊勢崎キャンパスと高崎キャンパスの2つのキャンパスからなり、大学設置基準で必要とされる校地・校舎面積を十分に満たし、施設・設備を適切に整備している。

各キャンパスとも、大講義室から少人数教育に対応するゼミ室まで多様な教室を設置しており、多くの教室でAV教材に対応する設備を整備している。また、全天候型グラウンド、体育館、「上武大学アリーナ」等、充実した施設を整備するとともに、実際の臨床現場を模して作られた施設として「スポーツメディカルサポートセンター」「救急救命センター」「ナーシングスキル・トレーニングセンター」「コミュニティケアセンター」「エマージェンシー&ハイケアセンター」等を設置し、新たに無線LAN環境も整備している。

学生の快適性については、各キャンパスで、事務担当部署と各学部の「学生指導委員会」が連携して検討を行うことによって確保している。例えば、スロープ・手すり・エレベーター・障がい者用トイレの設置等、バリアフリーの考え方に即した配慮を行っている。

学生の情報倫理の確立のため、年度当初のガイダンスでの注意喚起を行うとともに、「履修要項」にも、ネットワーク等を利用する際の遵守事項として、知的財産権を侵害する行為、人権やプライバシーを侵害する行為等を明示している。教職員に対しては、警察のサイバーセキュリティ課とも連携して、ネットワーク上の不正行為等の情報を共有することによって、注意喚起を図っている。

以上のことから、必要な校地及び校舎を有するとともに、「上武大学における施設設備の管理・維持方針」に基づき、適切な施設・設備の整備及び管理を行っているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館本館（伊勢崎キャンパス）・分館（高崎キャンパス）ともに、十分な数の蔵書を有し、閲覧座席数も収容定員に応じて必要数を確保している。図書館には司書を配置し、図書等の管理維持を行っている。図書は、各学部の「教学委員会」での選定に加えて、各教員による選書が行われている。また、学生からのリクエストを常時受け付けるだけでなく、学生が選書した書籍を展示する「Web 選書」、教員に引率された学生が書店に赴き実際に書籍を手にとったうえで選書する選書ツアーを実施している。

各館には、閲覧席の他、視聴覚コーナー、図書検索用パソコン及びパソコンコーナー、ゼミ室（分館のみ）等も設置している。また、OPACによる蔵書等の検索が可能であることに加えて、図書館のホームページから、「CiNii Articles」や「J-Stage」等で論文をすぐに検索できるほか、看護師、保健師国家試験対策の総合データベースである「系統別看護師国家試験問題・保健師国家試験問題 WEB」、公益社団法人日本看護協会が作成する文献データベースである「最新看護索引 Web」、国内の医学文献情報データベース「医中誌 Web」等へも容易にアクセスできるようになっている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制は適切に整備され、それらは適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する基本的な考え方については、「グローバルな視点に基づく研究の遂行」「柔軟で斬新な発想に基づく研究の遂行」「社会還元可能な研究の遂行」及び「連携に基づく実学重視の研究の遂行」という4つの研究目標を掲げ、建学の精神や教育目標とともに大学ホームページで公表している。

研究費は、一般研究費として各教員に対して一律の金額を支給するとともに、それ以外に研究課題を申請して審査を受ける学内の競争的研究費として、特別研究費及び三俣記念基金研究費を設けている。学内の競争的研究費の申請様式が、科学研究費補助金に準拠しており、科学研究費補助金の申請件数の増加を意識したものとなっていることに加えて、申請件数や金額に上限を設定していないなど研究上の必要性を踏まえた支援になっている。また、教育力向上に関わる教材や図書等の一部に充てられる「FD研究費制度」も設けており、専任教員に対して研究費を交付している。さらに、教員には、基本的な研究設備や面積が確保された教員研究室が与えられるとともに、週1日を研修日として研究等に充てるのが可能になっている。

ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントの制度は整備していないが、研究所の研究員が自身の研究活動に加えて教員の研究を補助する役割を担っているほか、医療系の学部やコースにおいて多数の非常勤助手が内外の実習・演習の補助活動を行っている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備しており、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理、研究活動の不正防止に関して、「公的研究費等の取扱い並びに公正

な研究活動の推進に関する規程」を策定している。また、この規程に則り、「上武大学における公的研究費等の使用に関する行動規範」「公的研究費等の不正使用防止並びに公的研究費等を使用した研究活動における不正行為防止に関する規則」「研究に対する寄付金（助成金）の取扱いに関する内規」「上武大学における発注する契約に係る取引停止等の取扱要項」等の規則や内規等を整備しており、主要なものは大学ホームページで公表している。

研究費等を適正に運営・管理するために、最高管理責任者として理事長、統括管理責任者として学長、コンプライアンス推進責任者として事務局長、部局責任者や研究倫理教育責任者として各部局の長をそれぞれ充てており、その責任や業務を明確に規定している。また、部局責任者等は、各学部教授会において研究費利用に関する説明を行っている。さらに、医学系の研究教育において必要な倫理規程として、「上武大学生理学・看護学等研究倫理委員会規程」「遺伝子組換え実験安全管理規程」「ヒト由来試料を用いた研究における倫理規程」等を策定しており、倫理委員会の組織や役割について明記している。

そのほか、全教員がオンライン上で研究倫理に関する理解度チェックテストを受験することになっているとともに、教授会等でも、研究倫理に関する注意喚起を行っている。また、「上武大学公的研究費ハンドブック」を作成し、公的研究費の不正使用を防止するための制度の説明、Q&A、チェックリスト等についてわかりやすく説明しており、大学ホームページでも公開している。ただし、以前は全教員の参加を義務づけた科学研究費補助金に関する説明会において研究倫理に関する注意喚起を行っていたが、現在はこうした説明会を開催しておらず、今後の再開が望まれる。

以上のことから、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じており、概ね適切に対応している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性については、各キャンパスの総務課と法人本部総務部において随時状況の確認を行い、その結果を受けて予算措置が必要となるもの等については「運営連絡会議」、常任理事会において審議している。改善・向上のための取り組みとしては、オンデマンド型授業のための整備や無線LAN環境の整備が挙げられる。2022年度までの内部質保証体制のもとではこれらの取り組みについて「自己点検推進委員会」が検証を実施してきた。

2023年度以降の新たな内部質保証体制のもとでは、事務部門における点検・評価活動は「運営連絡会議」が担い、その結果を「内部質保証会議」で検証を行うこととしているため、今後は新たな内部質保証体制のもと、教育研究等環境につ

いて定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげることが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「地域社会の文化の向上と産業経済の発展に寄与すること」は大学の使命であり、「地域社会や国際社会に貢献できる人材の育成」をその具体的な目標の1つとしている。また、中期計画において地域貢献・社会貢献活動を明記している。しかしながら、社会連携・社会貢献に関する方針は、本年度の内部質保証会議において検討課題として審議が始まった段階であり、早急に方針を明示することが望まれる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究活動の支援を行う「教育研究センター規程」において「産学連携、高大連携その他地域連携の推進に関すること」を同センターが執り行う具体的な事業の一つとしている。また、地域との密接な交流を深めるためのボランティア活動を支援する「ボランティアセンター」を設置しており、学外組織との連携体制を整えている。

地域との連携活動による教育活動の推進の例として、「災害看護実習」という必修科目を看護学部を設置した事例があげられる。これは、高崎市と被災者支援に関する協定を締結し、高崎キャンパスが災害時の一時避難場所として機能を担うことから、学外組織と連携することを起点に科目設置に至った。また、高崎市、伊勢崎市と包括連携協定を締結し、両市にあるキャンパスの学生が地域住民と連携してフェスタの企画・運営や意見交換を行っているほか、祭りや花火大会の開催支援等地域活性化にも取り組んでいる。

絵手紙という手がき文化を地域社会に広めるために設置された「手がき文化研究所」の公開講座や「スポーツアカデミー in JOBU」という実践的な公開講座等、大学の特色を生かした公開講座で地域貢献に取り組んでいる。ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科の救急救命士コースの教員と学生が群馬県民マラソン大会の運営補助として参画したほか、柔道整復師コースを設置している特性を生かし、自治体等の要請に対応して、地域におけるトライアスロン等の競技大会において、学生が出場選手のコンディショニングを実施していることは、学科に設置されたコースの特色を生かした地域貢献事例である。

これらの社会連携・社会貢献活動は、大学近隣の自治体等と締結している包括連携協定に基づくものであり、不定期ではあるが各部署との交流も実施し、社会的要請（地域社会のニーズ等）を反映しながら取り組んでいる。海外との交流に関しては、協定等を結んだ活動ではなく、教員間の連携や国際交流基金を通じた交流活動となっている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する各種の取り組みを実施しており、学生自身の実践的な学びの場として有効に機能している。これらの取り組みは大学の具体的な目標の1つである「地域社会や国際社会に貢献できる人材育成」の実現に対する有意な取り組みとして高く評価できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性については、毎年度「教育研究センター」「ボランティアセンター」「国際交流センター」の各部署が活動報告を作成し、2023年度には「内部質保証会議」においてその結果を確認しているものの、これらの取り組みは点検・評価とはいいがたい。なお、「内部質保証会議」では「医学生理学研究所」及び「手がき文化研究所」が活動報告を行っていないことが明らかとなり、次年度より他の部署同様の報告を毎年度「教育研究センター」に提出するよう指示・助言を行っている。

「内部質保証会議」のもとで社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 「ボランティアセンター」を設置し、協定を締結した自治体等と意見交換を実施しながら、祭りや花火大会の開催支援等の地域のニーズに沿った社会貢献・社会連携活動を学生のボランティアサークルと協同で実施しており、学生の実践的な活動は「社会貢献実践」という科目を設置し単位化することで教育にも生かしている。また、スポーツ健康マネジメント学科柔道整復師コースを設置している特性を生かし、自治体等の要請に対応して、地域におけるトライアスロン等の競技大会において、学生が出場選手のコンディショニングを実施している。これらの活動は、学生自身の実践的な学びの場として有効に機能しており大学の具体的な目標の1つである「地域社会や国際社会に貢献できる人材育成」の実現に対する有意な取り組みとして評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営に関する基本の方針は、毎年予算編成の後に、理事長が全体集会の場において説明している。基本の方針は、教員では「協議会」や教授会、事務職員では「運営連絡会議」を通じて所属する各部署の責任者に伝達している。

以上のことから、大学運営の基本の方針を学内共有しているが、明文化していないことについては課題として捉え、今後「内部質保証会議」において審議することを予定しており、確実な実行が望まれる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の選任方法は「学長選任規程」に、副学長の選任方法は「副学長選任規程」に規定し、学部長、研究科長等の選任方法は「教育職員役職者選任規程」に規定している。学長、副学長、学部長等の職務については理事会の内規において定めており、大学の規程では定めていない。

教授会については学則により「教授会規程」を定め、その運用を図っている。また、教員の昇任に関する案件や教授会の議を経て行う重要な事項の審議のために、学則に基づく「正教授会」も設置している。教授会においては、教員の組織について定義し、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べている。具体的な審議事項は「学生の入学、卒業に関する事項」「学位の授与に関する事項」「教育課程の編成に関する事項」「成績評価、単位認定、単位互換に関する事項」のほか、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの」となっている。

大学における危機管理の体制については、規程を整備し明文化している。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を概ね行っているものの、大学の規程で学長等の職務を定めていない。規定化が必要であることを認識し、検討予定であるため、その確実な実行が望まれる。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、法人本部財務部が所掌している。次年度への予算措置が必要と思われるものについては「運営連絡会議」において審議を行い、その後、

各部署の責任者が次年度予算案を作成し、理事長、財務部長との予算折衝を行う形で進められる。また、教授会や各種委員会からの要望案なども、各キャンパスでとりまとめて事務長が会議に諮っている。

予算執行は、各部署の責任者（予算案作成者）に四半期に分けて明示し、各責任者はそれを受けて調整している。また、「運営連絡会議」にて報告・審議し調整を進めている。予算執行における透明性については、予算編成、執行状況いずれも各部署の責任者とは各種会議・委員会等を通じて情報を共有している。全学的な対応が望まれるような案件に関しては、追加予算編成などの措置も講じており適切な手続をもって対応している。

内部統制に関しては明文化した指針や規程等はないものの、公的研究費の取り扱いに関する規程のなかで全学的な責任体制等を明記しており、研究上のコンプライアンスに関する取り組みを明確化している。なお、内部統制指針やコンプライアンスに関する規程等について、「内部質保証委員会」において検討作業を進めている。

以上のことから、予算編成及び予算執行は適切に行っている。しかしながら、内部統制指針やコンプライアンスに関する規程策定については、検討の段階にあるため、確実な実行が望まれる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、2つに分かれているキャンパスに、教学課、総務課、就職課、更にそれらを統括する事務長を配置し、それぞれに同じ組織を構築している。また、キャンパス間の情報共有や意思疎通は「運営連絡会議」において行っている。

大学全般に関わる業務処理を行う大学本部が伊勢崎キャンパスにあり、事務局長が業務の統括を行っている。一方、高崎キャンパスには法人本部を置いており、総務・財務・企画広報の各部長のもと法人全般に関わる業務を円滑に推進できる体制になっている。

職員の採用に関しては、「事務職員採用試験要領」に従って採用を進めている。また、中期計画に基づき適切な年齢構成を保つべく対策を講じて採用を行っている。

職員の昇格に関しては、「運営連絡会議」において各部門の責任者から候補となる職員が提案され検討結果を総局長から理事長に上申している。そのほか各部署の責任者と理事長が直接協議のうえ決定する場合もある。また、定期的に各所属長が職員の業務評価を実施して理事長に報告し、適格性、積極性、協調性等と経験年数を考慮したうえで決定している。職員の配置・異動も同様のプロセスを

経ている。

大学運営における教職協働の例としては、入試関連業務があり、事務職員が行った大学案内のための高校訪問時の情報を入試課と共有し、入試政策について「入試委員会」（教員組織）と入試課職員が協働して立案していることなどがある。また、学部の各委員会は事務組織の各部署と連携しており、事務職員も教員と協働して大学運営を担っている。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、その事務組織は適切に機能している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学運営に関するスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）については、教職員に対して大学認証評価に関する研修を実施している。

そのほかのSD活動について、事務職員には意欲・資質の向上を図るために定期的な研修を行っている。研修は、法人本部企画広報部が主導する新任職員のための研修、大学本部入試課が主導する学生募集に携わる者を対象にした研修、「教育研究センター」や法人本部企画広報部が主導する全職員が参加して行われる研修の3つの態様のもと実施している。専門性を向上させる取り組みとしては、オンザジョブトレーニング（OJT）に依存しているものの、特に専門性が高いものに関しては、外部研修を活用している。

教員の資質向上のためのSDについては、コンプライアンスとハラスメントに関する研修を実施している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効率的に行うために、事務職員と教員の意欲と資質向上についての取り組みを適切に行っている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

監査については、法令に則り寄付行為に沿って監事による監査、及び独立監査法人による会計監査を適切に行っている。また、監査室が現金等を扱う各部門の業務監査を実施している。さらにその他の業務や公的研究費等に関する内部監査についても適切な方法により実施している。

このように監査の取り組みについては実施している。また、大学運営の適切性に関する定期的な点検・評価については、活動の継続性や組織的な活動とはなっていなかった事を課題として認識しているため、内部質保証システムを構築し規程を整備していることから、新たな体制のもと大学運営の適切性について定期的

に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげることが望まれる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2022年度から2027年度までを計画期間とする中期計画を策定しており、同計画において、大学が目指す教育、研究、社会貢献等を通じて果たすべき目標・課題とともに、それらを実現するために「財政基盤の確保」を掲げている。具体的には、学生募集の強化と経費節減を継続することを方策として示している。また、学内施設の耐震化に向けて、一部の施設の刷新も含めた具体的な施設計画を策定し、その経費を第2号基本金として組み入れることで対応を図る旨を示している。

中期計画期間における財政基盤の確保に関する見通しとして、2027年度までの事業活動収支計算書のシミュレーションを策定し、2027年度には翌年度繰越収支差額について4億円の収入超過を見込んでいる。

以上のことから、中期計画に示した財政基盤の確保に向けた財務シミュレーションを作成しており、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに人件費比率は低く、教育研究経費比率は平均を下回っている。また、事業活動収支差額比率は高くなっている。貸借対照表関係比率では、純資産構成比率及び流動比率が同平均を大きく上回っており、その他の比率についても、概ね良好な状況にある。さらに、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、高い水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、学長による科学研究費補助金の申請に関する学内説明会を開催し、全教員に参加を義務付けている。この説明会では、採択された後の手続等も含めて説明しており、こうした取り組みにより毎年一定の採択件数となっている。また、寄付金についても、後援会及び同窓会を中心にここ数年は増加しており、今後の外部資金の受け入れに期待したい。こうした取り組みにより外部資金獲得に寄与している。

以上

上武大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	「雑草精神」を彫刻した記念碑（撮影画像 2 点）
	上武大学学則
	本学ホームページ「大学の概要：建学の精神、教育目標、研究目標」
	大学院学則
	『大学案内』（2023 年度）
	例示：ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科履修要項抜粋
	例示：ビジネス情報学部 FD 企画一覧（2023 年度）
	上毛新聞記事抜粋（2022 年 10 月 16 日）
	『絵手紙 雑草精神Ⅰ』（澁谷朋子編著 郵研社、2013 年刊）
	『絵手紙 雑草精神Ⅱ』（澁谷朋子編著 郵研社、2021 年刊）
	『まるごと絵手紙まるごと小池邦夫 in JOBU』（澁谷朋子編著 郵研社、2022 年刊）
	「上毛新聞」記事抜粋（2019 年 12 月 26 日）
	「上毛新聞」記事抜粋（2023 年 3 月 16 日）
	上武大学「中期計画」（2022 年～27 年度）
	内部質保証会議議事録（2023 年 7 月度）
	2 内部質保証
本学ホームページ「大学の概要：情報公開→内部質保証の取り組み→上武大学における内部質保証推進のための組織図」	
ビジネス情報学部教授会・看護学部教授会・大学院教員会議各議事録（2023 年 1 月）	
内部質保証会議規程	
内部質保証委員会規程	
学内研究会次第（2023 年度）	
本学ホームページ「大学の概要：情報公開→内部質保証の取り組み→2023 年度内部質保証活動に対する外部評価について」	
内部質保証会議・構成員名簿（2023 年 4 月時点）	
上武大学教育研究センター規程	
本学ホームページ「大学の概要：ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー」	
「2023 年度取組むべき改善課題」に対する改善計画の提出依頼について（2023 年 4 月）	
「2023 年度取組むべき改善課題」に対する改善計画の実施について（2023 年 7 月）	
内部質保証会議次第（2023 年 10 月、2023 年 11 月）	
「2023 年度取組むべき改善課題」に対する改善結果（最終報告）	
2022 年度活動報告書	
ビジネス情報学部のカリキュラムツリー	
ビジネス情報学部のカリキュラムマップ	
本学ホームページ「大学の概要：認証評価→2017 年度認証評価結果」	
本学ホームページ「大学の概要：教員の養成の状況→2022 年度教職課程自己点検評価報告書」	
本学ホームページ「大学の概要：情報公開→学生生活アンケート、卒業時アンケート、授業アンケート、入学時アンケート」	
本学ホームページ「大学の概要：情報公開→令和 4 年度事業報告書・財務情報」	
本学ホームページ「お問い合わせ・資料請求」	
内部質保証会議議事録（2023 年 4 月）	
内部質保証委員会議事録（2023 年 3 月）	

	常任理事会議事録（2024年3月）
3 教育研究組織	医学生理学研究所規程
	公開講座チラシ「絵手紙公開講座・トークショーのご案内」
	国際交流センター規程
	ボランティアセンター規程
	スポーツメディカルサポートセンター規程
	救急救命センター規程
	本学ホームページ「大学の概要：情報公開→教員の養成の状況」
	教学連絡会議議事録（2022年5月度） 看護教諭課程に関する資料（2022年度）
4 教育課程・学習成果	『ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科履修要項』（2022年度）
	『ビジネス情報学部国際ビジネス学科履修要項』（2022年度）
	『看護学部履修要項・学生便覧』（2022年度）
	『上武大学大学院修士課程経営管理研究科概要』（2022年度）
	救急救命士新設に関する書類（2018年5月）
	看護学部カリキュラム変更に関する提出書類（2022年4月）
	ビジネス情報学部授業暦（2022年度）
	看護学部授業暦（2022年度）
	大学院授業暦（2022年度）
	看護学部カリキュラムツリー
	看護学部カリキュラムマップ
	大学院カリキュラムツリー
	大学院カリキュラムマップ
	トップマネジメント講話日程・講師一覧（2022年度）
	ビジネス情報学部シラバス作成要領（2022年度）
	看護学部シラバス作成要領（2022年度）
	シラバス記載内容の第三者チェックの実施について（2022年度）
	シラバスチェックシート（2022年度）
	本学ホームページ「大学院：シラバス」
	入学前教育についての資料（ビジネス情報学部新入生送付）（2022年度）
	入学前教育についての資料（看護学部新入生送付）（2022年度）
	大学院シラバス作成要領（2023年度）
	本学ホームページ「学部・学科：シラバス」
	ビジネス情報学部教授会議事録（2020年6月）
	本学ホームページ「学部・学科：シラバス→オフィスアワー」
	ビジネス情報学部のガイダンス資料（2022年度）
	看護学部のガイダンス資料（2022年度）
	大学院のアカデミック・オリエンテーション資料（2022年度）
	看護学部後期時間割（2022年度）
	本学ホームページ「大学院：経営管理研究科→修士論文審査基準」（2023年4月）」
	教育研究センター成績評価データ提出フォーマット
	本学ホームページ「大学の概要：情報公開→修学上の情報等→学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準→学習の成果に係る評価」
	大学院教員会議資料（2022年7月度）
	本学ホームページ「大学の概要：情報公開→修学上の情報等→学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準→取得可能学位」
	大学院アカデミック・オリエンテーションの論文指導に関する資料（2022年度）
	ビジネス情報学部卒業判定教学委員会資料（2022年度）
	看護学部卒業判定資料（2022年度）
	大学院教員会議議事録（2023年2月度）修士論文最終審査審議を含む
	ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科柔道整復師・救急救命士コース、看護学部の国家試験対策会議資料（2023年1月）
	年度別資格取得状況（2020年度～2022年度）
	看護実践能力の技術チェック表

	就職ガイダンス「公務員合格者を囲んで」の資料（2022年度）
	本学ホームページ「ニュース&トピックス：「模擬面接会」・「病院説明会」が行われました」（2023年3月20日）
	上武大学広報第105号記事「大学院 本学から4名が税理士の道に!!」
5 学生の受け入れ	上武大学学部・学科の人材養成等に関する規則
	『上武大学入学試験学生募集要項』『別冊 学校推薦型選抜（指定校制）学生募集要項』『別冊 特別選抜（留学生）学生募集要項』『別冊 編入学・転入学学生募集要項』『経営管理研究科学生募集要項』（2023年度版）
	入学者選抜規程
	オープンキャンパス実施要項、来校者用配付チラシ（2022年度）
	委員会規程
	大学院教員会議資料（2022、2023年4月度）
	事務局組織規程
	事務分掌規程
	2023年度学内研究会 内部質保証会議議長報告レジュメ「今年度の内部質保証システムの理解と実施に向けて」
	作問者説明会開催案内および配付資料（2022年5月）
	入学試験実施要領（2023年度）
	本学ホームページ「インフォメーション：合格者受験番号」掲載期間終了のためPDFにて提示。
	有資格一覧（2023年度）
	『過去問題集』（2022年度）
	小論文・面接対策講座パワーポイント原稿（2022年度版）
	入試連絡会議配付資料（2022年6月度）
	大学院入試説明会の案内および配付資料（2022年度）
	入試連絡会議資料（2023年3月度）
	入試連絡会議資料（2023年4月度）
	入学試験に関する学内組織体制図
	オープンキャンパス案内チラシ（2024年3月）
	『JOB CLUB guide book 2024』
	『看護学部入学前教育学習ワーク』（2023年度版）
6 教員・教員組織	教育職員の選考基準に関する規程
	人事委員会議事録（例示：2023年3月度）
	教員公募資料（例示：2022年度）
	常任理事会議事録（例示：2023年3月度）
	教育職員組織規程
	連絡会議議事録（例示：2022年12月度教学連絡会議）
	協議会規程
	大学院担当教員選考規程
	教育職員特別手当規程（上武大学就業規則 別表11 附表5）
	勤務時間特例（上武大学就業規則別表4）
	非常勤教育職員規程（上武大学就業規則 別表1）
	人事委員会規程
	正教授会規程
	一般研究費計画書、実績報告書 例示
	ビジネス情報学部FD委員会議事録（2023年4月、5月度）
	看護学部FD・広報委員会活動報告書（2022年度）
	大学院教員会議議事録（2022年度6月、12月度）
	学内研究会次第（2022年度）
	臨地実習研修資料（2022年度）
	一般研究費交付規程
	特別研究費交付規程
	三俣記念基金研究費規程
	科研費説明会資料（2022年度）
	FD・SD推進費交付規程

	実習指導者研修資料（2022年度）
7 学生支援	本学ホームページ「大学の概要：情報公開→学生支援に関する本学の方針」
	個人指導記録簿フォーマット
	本学ホームページ「入試情報：学費等軽減制度」
	「インフォメーション：全学生への修学支援金を給付」本学ホームページ（2020年4月28日）
	あらくさ奨学生規程
	私費外国人留学生に対する授業料等の減免に関する規程
	経済的に困窮する学生に対する授業料等の延納（分納）に関する規程
	奨学生制度規程
	学費等減免規程
	アスリート入試紹介（2023年度大学案内 P15）
	資格取得奨励金規程
	学費等減免審査委員会規程
	大学院学費等減免規程
	南洋理工大学（NTU）ーJobu 国際交流「絵手紙ワークショップ」（2022年度）
	シンガポール・南洋理工大学（NTU）国際交流イベント（2022年度）
	障がいのある学生に対する支援（教授会配付資料）
	本学ホームページ「在学生の方：履修登録」
	ハラスメントの防止等に関する規程
	ハラスメント防止ガイドライン
	本学ホームページ「インフォメーション：雑草祭・教育相談会 2022年度」
	キャリアサポート就職支援方針（2023年度大学案内 P38-39）
	キャリアアップのための指導予定表（1・2年正課）
	本学ホームページ「在校生向け情報：国際交流・海外研修」
	公務員試験対策ゼミのシラバス（スポーツ健康マネジメント学科）
	公務員試験対策ゼミのシラバス（国際ビジネス学科）
	教職課程履修者説明会資料（1年）（2023年度）
	卒業生の進路状況（ビジネス情報学部）
	留学生への就職ガイダンス
	卒業生の進路状況（看護学部）
	本学大学院に進学する学生数
	卒業生の進路状況（大学院）
	学生課外活動に関する規程
	公認クラブ・クラブ・サークル一覧
	雑草支援金規程
	雑草祭実行委員会企画報告書（2022年5月：2021年度開催分）
	雑草祭パンフレット（2022年度）
	国際交流センター主導の留学生と日本人学生の交流会（紹介資料：2022年12月開催）
	学生 Web 選書実施状況（附属図書館）（2022年度）
	本学ホームページ「附属図書館：更新情報・お知らせ→学生選書 2023年度掲載分」
	ビジネス情報学部学生指導委員会活動報告
看護学部学生指導委員会活動報告	
8 教育研究等環境	本学ホームページ「大学の概要：情報公開→教育・研究目的達成のための施設・設備に関する方針」
	例示：『看護学部履修要項・学生便覧』2023年度掲載 上武大学ネットワークを利用するにあたって
	本学ホームページ「附属図書館」
	公開講座チラシ「スポーツアカデミー in Jobu」（2022、2023年度）
	看護学部履修要項・学生便覧抜粋（P88）
	科学研究費採択者一覧
	公的研究費等の取扱い並びに公正な研究活動の推進に関する規程
	上武大学生理学・看護学等研究倫理委員会規程
	遺伝子組換え実験安全管理規程
	ヒト由来資料を用いた研究における倫理規程

	【上武大学】コンプライアンス理解度テスト
	運営連絡会議規程
9 社会連携・社会貢献	大学院教員会議議事録（2022年6月）
	災害時における避難場所としての使用に関する協定書（高崎市）
	災害時における施設の一時的利用に関する協定（伊勢崎市）
	高崎市新町地区活性化のための連携・協力に関する協定書
	伊勢崎市と上武大学との連携協定に関する協定書
	本学ホームページ「ニュース&トピックス：「広報いせさき」で本学学生が記者として記事を執筆しました」（2022年12月1日）
	学長受諾の委員委嘱一覧
	本学教員の公共の委員委嘱一覧（伊勢崎キャンパス）
	本学教員の公共の委員委嘱一覧（高崎キャンパス）
	本学ホームページ「在学生の方：シラバス→社会貢献実践シラバス」
	本学ホームページ「ニュース&トピックス：絵手紙公開講座・トークショーが行われました」（2022年10月12日）
	『上武大学広報』105号
	本学ホームページ「ニュース&トピックス：市内私立大学・短期大学連携事例発表会で本学学生が事例発表を行いました」（2023年2月22日）
	本学ホームページ「医学生理学研究所：研究・活動報告→企業との共同研究についてのご報告」（2022年8月4日）
	本学ホームページ「ニュース&トピックス：「ぐんまマラソン」に本学救急救命士コースの学生117名が救護ボランティアとして参加しました」（2022年11月8日）
	ボランティアセンター活動報告書（2022年度）
	ビジネス情報学部国際交流委員会活動報告書（2022年度）
10 大学運営・財務 （1）大学運営	教職員配布資料「今後の大学運営に関しての基本方針について」（2023年1月6日）
	事業計画 2022年度
	寄附行為
	規程集
	学長選任規程
	副学長選任規程
	教育職員役職者選任規程
	理事会内規Ⅲ
	役員名簿
	教授会規程
	絵手紙ギャラリーパンフレット
	事務職員採用試験要領（申し合せ事項）
	「内部質保証の重要性、内部質保証の取り組みのポイントについて」研修案内（2022年7月）
	監事による監査報告書（6カ年分）
	監査人との会合記録「公認会計士とのディスカッションについて」（2022年11月）
	監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）
10 大学運営・財務 （2）財務	入学者数等推移・入学定員充足率
	事業活動収支計算書シミュレーション
	中期計画期における予算・収支等の財務計画（第2号基本金組入れに係る計画表）
	事業活動収支計算書
	運用資産に関する推移
	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分 法人全体
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）総括表
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）1. 経常収支差額比率
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）2. 人件費比率
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）3. 人件費依存率
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）4. 教育活動資金収支差額比率
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）5. 積立率
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）6. 運用資産超過額対教育活動収支比（年）

	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）7. 運用資産対教育活動資金収支差額比（年）
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）8. 流動比率
	財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）9. 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）
	経常収支差額比率推移 予算 VS 決算
	人件費比率推移 予算 VS 決算
	流動比率推移 予算 VS 決算
	積立率推移 予算 VS 決算
	教育活動収支差額比率 予算 VS 決算
	科学研究費配分金額推移
	受託研究収入・共同研究収入の推移
	一般寄付金・特別寄付金の推移
	主な貸借対照表比率推移（負債・純資産）
	財務比率等に関するチェックリスト（学校単位）9. 中途退学者率
	財務比率等に関するチェックリスト（学校単位）10. 奨学費割合
	主な資金収支科目推移、事業活動収入・事業活動収支の推移
	主な事業活動収支科目推移、事業活動収支計算書関係比率の推移
	貸借対照表科目の推移、貸借対照表構成割合
	財務計算書類（6カ年分）
	財産目録
	5カ年連続財務計算書（様式7-1）
その他	監事による監査報告書（2023年度）
	監査法人又は公認会計士による監査報告書（2023年度）
	財務計算書類（2023年度）
	ビジネス情報学部におけるFD企画
	看護学部におけるFD企画
	大学院におけるFD企画
	SD企画
	学生の履修登録状況（過去3年間）ビジネス情報学部
	学生の履修登録状況（過去3年間）看護学部
	【上武大学】問い合わせ事項について(回答)

上武大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	本学ホームページ：学部学科の人材養成に関する目的等
2 内部質保証	内部質保証システム概念図（修正版）
	各部署への自己点検・評価の実施依頼について
	第3回内部質保証会議議事録
	予算執行状況
	「2024年度取組むべき改善課題」に対する改善計画の提出依頼について
	2023年度活動報告書
	3つのポリシーの策定のための全学的な基本方針
	教育研究センター議事録 令和3年度第1回
	協議会議事録 令和3年6月
	3 教育研究組織
4 教育課程・学習成果	学修達成度確認ポートフォリオ抜粋
	内部質保証委員会議事録 令和6年4月8日
5 学生の受け入れ	入学試験に関する学内組織体制図(改訂)
	入学試験に関する学内組織体制図(旧)
	第5章質問事項③の回答に関わる根拠資料の正誤表
	本学ホームページ：令和5年度入試情報
	本学における入学試験合否判定のフロー
6 教員・教員組織	本学が求める教員像、教員組織の編成方針（案）
	教育職員組織規程
	看護学実習ガイドライン
	学内稟議書2点
	上武大学における管理運営方針、社会貢献・社会連携に関する方針（案）
	令和4年度ビジネス情報学部 学科別・委員会別一覧
	看護学部FD・広報委員会規程
	大学院教員会議議事録（2024年4月度）
	2023年度にビジネス情報学部で開催したFD企画配付資料（6回分）
	大学院教員会議議事録（2023年6月、12月度）
7 学生支援	2023年度前期履修登録確認表の配布
	2023年度前期成績通知書の配付等
	2023年度第1回進路・内定調査依頼
	2023年度ゼミ単位の就職支援の申し込みについて
	2023年度8月柔整コース会議議事録
	看護学部面接記録様式
	学生指導記録簿の具体例
	2024年度チューター学生役割一覧
	本学ホームページ：2023年度の公務員合格者を囲んで
	2024年度新歓行事写真
	チューター活動写真
	2023年度第2回チューター会議報告書
	看護学部合理的配慮の必要な学生に対する対応資料
	2024年度第1回チューター会議次第
	2023-2024年度保健室・カウンセリングに関する資料
	2023年度8月学生指導委員会教授会資料
	2023年度2月学生指導連絡会議議事録と資料

	2023 年度 医師・看護師・救急救命士・柔道整復師の在籍一覧
	2023 年度ビ情看護－教学・学生指導・就職委員会報告書
	2023 年度 7 月学生指導委員会議事録
	2023 年度 9 月学生指導委員会議事録
	2023 年度大学院経営管理研究科活動報告
	2023 年度大学院教員会議 FD 報告-前期・後期
	本学ホームページ：2023 年度学生生活アンケート結果（全学）
8 教育研究等環境	学内研究費採択一覧
	科研費採択一覧
	レポート・卒業研究成果物を作成する際の注意事項
	科目「看護倫理」シラバス
	科目「研究倫理」シラバス
	研究機関における公的研究費の不正使用防止について
	科研費応募スケジュール
9 社会連携・社会貢献	柔道整復師コース スポーツトレーナー部の活動状況
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	令和 5 年度事業計画
	危機管理規程
	コンプライアンス・ハラスメント研修会資料
	運営連絡会議議事録 令和 6 年 1 月 18 日
	常任理事会議事抄録 令和 6 年 3 月 19 日
	理事会議事抄録 令和 6 年 3 月 19 日
	全体組織図
	全体研修資料 令和 4 年 7 月 25 日
	オープンキャンパス研修
	大学入学共通テスト研修
	令和 5 年度内部監査計画
	令和 5 年度内部監査実施計画書
	令和 5 年度第 1 回～第 3 回内部監査報告書
	令和 5 年度情報公開監査報告書
	令和 5 年度公的研究費内部監査計画書
	令和 5 年度科研費内部監査計画
	令和 5 年度科研費監査報告
	令和 5 年度クラブ活動費部費調査報告
その他	9.19 追加資料① 学長プレゼンテーション資料
	9.19 追加資料② 看護学部自己点検委員会規程
	9.19 追加資料③ 外部評価委員
	9.19 追加資料④ 科研費申請率・採択率
	9.19 追加資料⑤ 根拠資料
	9.20 追加資料① 基準 5 追加資料
	9.20 追加資料① 追加資料 5-1 入試関連業務についての学内組織体制図(改訂後)
	9.20 追加資料① 追加資料 5-2 入試関連業務についての学内組織体制図(旧)
	9.20 追加資料② ボランティア活動の実績 (R4・R5)
	9.20 追加資料② 絵手紙関連の地域貢献活動について
	9.20 追加資料③ 2024 年上期看護学部 (教員業績評価)
	9.20 追加資料③ 2024 年上期事務職員 (職員業績評価)

上武大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
2 内部質保証	本学ホームページ「大学院：教員紹介」